

公益事業学会賞規程

- [I] (目的) 本学会は、公益事業研究の振興・奨励に資するため公益事業学会賞を設け、優秀なる著書・論文を審査選定し、各年度の大会でこれに賞を授与してその業績を顕彰する。賞は、学会賞および奨励賞とする。
- [II] (審査対象の要件) 審査対象は、下記の各項に定める要件を満たすものとする。
- (1) 学会賞の対象は、著書および『公益事業研究』に掲載された研究論文とする。
 - (2) 奨励賞の対象は、以下に掲げる①②のいずれにも該当しない会員の著書および『公益事業研究』に掲載された研究論文とする。
 - ①対象の刊行時点で、45歳を超える者。
 - ②対象の刊行時点で、専任研究職（大学や研究機関における専任研究職をいい、企業の研究職を除く）に着任後10年を超える者。
- [III] (審査対象の選定) 審査対象の選定は、以下の各項による。
- (1) 賞を授与する大会の年の前々年1月1日から起算して2年間に活字として刊行された会員の著書を、自薦または他薦により、審査対象とする。なお、編著の場合、編者が会員であることを要する。推薦は、所定の様式による。
 - (2) 前項(1)に定める期間に刊行された『公益事業研究』に掲載された研究論文は、自薦・他薦の有無に拘わらず、審査対象とする。
 - (3) 著書を審査対象として自薦または他薦する場合、推薦者または著者は、対象著書3冊を学会事務局に提出するものとする。
- [IV] (賞の呼称) 学会賞、奨励賞の内、論文を対象とした場合には、それぞれ学会賞（論文）、奨励賞（論文）と称する。
- [V] (学会賞審査委員会) 学会賞審査委員会の構成および運営等は、下記の各項による。
- (1) 学会賞審査委員会は、原則として10名とする。理事会によって決定される。
 - (2) 学会賞審査委員長は、学会賞審査委員の互選による。
 - (3) 学会賞審査委員の任期は2年とし、原則として連続して3期委員となることはできない。
 - (4) 学会賞審査委員の業績が審査対象として選定された場合、当該委員は審議に参加しない。
- [VI] (審査結果の報告等) 会員総会において、学会賞審査委員長は審査結果を報告し、会長は対象著作に賞を授与する。また『公益事業研究』において、審査結果を公表する。
- [VII] (賞金) 賞金は、著書1点につき5万円、論文1点につき3万円とする。
- [付則] 本規定は、昭和63年5月20日より実施する。
- [改正] 平成6年6月3日
平成8年2月2日
平成9年1月28日
平成16年6月5日
平成17年6月11日
平成19年6月9日
令和2年5月8日